◇◇案内

本人通知制度登録

●どんな制度？

本人通知制度は、戸籍謄本や住民票の写しなどの証明書を本人以外（本人の代理人または代理人以外の第三者）に交付した場合に、登録した本人に交付したことをお知らせする制度です。

●どのような効果があるの？

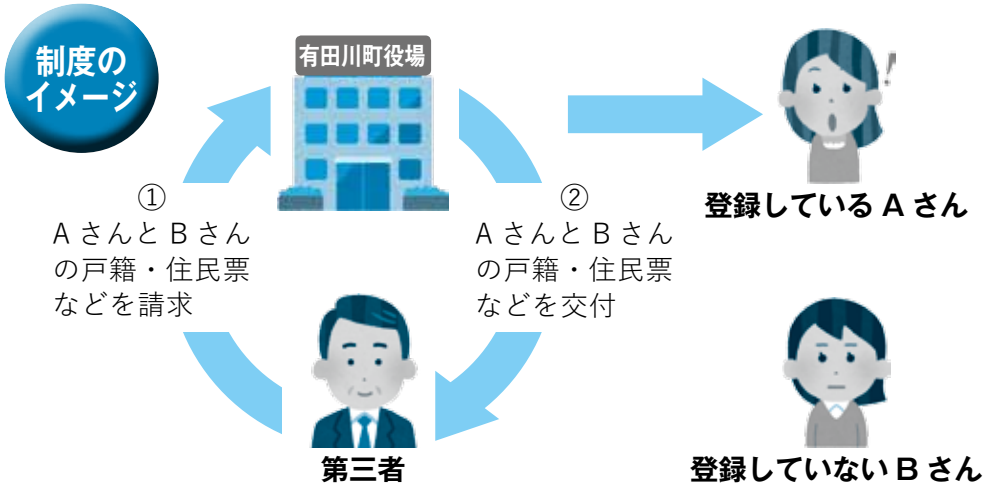
本人にお知らせすることで、不正取得があった場合に早期発見と事実関係の早期究明につながります。また、不正取得が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が見込まれます。

●登録の手続き

登録の際は、次の窓口へマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。代理人の場合は、委任状および登録する方と代理人の本人確認書類が必要です。

・登録窓口／住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室・各出張所

問 住民課（吉備庁舎）



③
登録者には、第三者に戸籍・住民票などを交付した事実を通知します。代理人以外は請求者の氏名などはお知らせできません。

戸籍謄本などの交付を制限するものではありません。

事前登録をしていない場合、通知は行いません。

事業承継の無料相談

「後継者がいない」「子どもや従業員に事業を継がせたい」「会社やお店を譲りたい」「何から準備すればよいか分からない」など、気軽にお問い合わせください。早めのご相談で不安を解消しましょう。

問 和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター ☎073-499-5221

続けてみよう！ 手話でしりとり！「し○」



手話で「しりとり」していきましょう。
皆さんはどんな言葉をつなげていきますか？

左手の指先を少し曲げ、手のひらを下に向けて置く。右手の手のひらを上に向け、左手の指に沿って回すように動かす。

先月号の答えは「イノシシ」でした！
今月の答えは次号で発表！

ヒント…英語で「island」

※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。